様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　2025年11月17日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）やないでんきこうぎょう  一般事業主の氏名又は名称 柳井電機工業株式会社  （ふりがな）やない　ともお  （法人の場合）代表者の氏名 柳井　智雄  住所　〒870-0017  大分県 大分市 弁天２丁目７番１号  法人番号　6320001002742  　情報処理の促進に関する法律第２８条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　YANAIのDX戦略 | | 公表日 | ①　2025年 8月12日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　柳井電機工業株式会社ホームページ  　https://www.yanaidenki.co.jp/\_common/pdf/YANAI%E3%81%AEDX%E6%88%A6%E7%95%A5.pdf  　「1.「変わること」を楽しもう」（スライド3）、「2.経営とDXの融合戦略」（スライド4） | | 記載内容抜粋 | ①　私たちは、デジタル技術を使って、仕事のやり方をもっと自由に、柔軟に変えていくことに挑戦します。そしてその変化を、社員一人ひとりが「自分ごと」として楽しめるような会社でありたいと思っています。  「ワクワクとした仕事を通じてみんなで幸福になる」というビジョンと、「顧客の課題をトコトン見つけ、圧倒的に解決する」というミッションの実現に向けて、DXを推進しています。業務とデータの最適化を通じて、変化に強い企業体質と、顧客・社員双方にとって価値ある仕組みを構築していきます。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　記載事項は、当社取締役会にて2025年8月8日に承認されました。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　YANAIのDX戦略 | | 公表日 | ①　2025年 8月12日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　柳井電機工業株式会社ホームページ  　https://www.yanaidenki.co.jp/\_common/pdf/YANAI%E3%81%AEDX%E6%88%A6%E7%95%A5.pdf  　「3.DXロードマップ」(スライド5) | | 記載内容抜粋 | ①　以下のステップを通じて、DXの推進を図ります。  １．可視化と土台づくり  業務支援ツールや営業支援ツールを活用し、業務プロセスとデータを一元管理。プロジェクト管理ツールの導入で業務進捗を可視化。日常コミュニケーションも記録・ナレッジとして資産化。  ２．業務の最適化と定着  業務の自動フロー化、AIレポートの導入により判断を迅速化。部門別ダッシュボードを整備し、現場でのデータ活用を定着。よく使われる業務パターンのテンプレート化も開始。  ３．全社標準化と展開  定型業務の標準化と、共有テンプレート・業務マニュアルの整備を全社展開。場所にとらわれないリモート対応環境（アクセス権・ツール・業務設計）を構築。  ４．価値提供の強化  過去に蓄積された顧客データを分析し、MA・CRMを強化。ターゲティング精度の高いマーケティング施策、顧客別の個別提案プロセスを自動化し、 収益性を向上。  ５．持続的DXと革新  各部門でKPIと業務指標の可視化を徹底。継続的改善の仕組みを内製化し、データ主導で運用。市場動向をデータで捉えた新規事業やサービスを創出し、収益機会の創出を実現。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　記載事項は、当社取締役会にて2025年8月8日に承認されました。 |  1. 戦略を効果的に進めるための体制の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　YANAIのDX戦略  　「4.DX推進体制」（スライド6）、「6.DX人材の育成・確保」（スライド8） | | 記載内容抜粋 | ①　【戦略を効果的に進めるための体制】  取締役会は、舵取り会議（ステアリングコミティ）にて優先すべきプロジェクトを決定し、進捗の把握、プロジェクトの課題解決、業務オーナー選定、リソース配分に努める。  マーケティングDX戦略室は、社内の課題や解決策をとりまとめ、プロジェクトを企画、推進、管理。DXプロジェクトの専門家によるトレーニング、社内外に向けた活動報告を行う。  プロジェクトメンバーはプロジェクト業務を遂行する。日々の業務の中にある課題や非効率に気付き、デジタルの力で改善できるポイントを自ら発見・提案する。  【DX人材の育成・確保】  デジタル技術による価値創出に前向きな企業文化の構築に向け、社内勉強会や外部講師によるワークショップの定期開催を実行中。 |  1. 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　YANAIのDX戦略  　「5.DX環境整備」(スライド7)、「8.情報処理システムの課題」（スライド10） | | 記載内容抜粋 | ①　営業支援ツールやマーケティング自動化ツールを活用し、顧客データを一元管理。プロジェクト管理ツールで業務進捗を可視化。クラウド基盤に加え、多要素認証や権限設定を導入。  コミュニケーションツールで日常のやり取りを記録・資産化。  BIツールで各種データを可視化・分析。  ダッシュボードにより迅速な意思決定を支援。また基幹システムとの連携やクラウドサービス導入を段階的に実施し、これまでの「システムごとの独立管理」から脱却。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　YANAIのDX戦略 | | 公表日 | ①　2025年 8月12日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　柳井電機工業株式会社ホームページ  　https://www.yanaidenki.co.jp/\_common/pdf/YANAI%E3%81%AEDX%E6%88%A6%E7%95%A5.pdf  　「7.DX評価指標」(スライド9) | | 記載内容抜粋 | ①　DX戦略の達成度を定量的に把握するため、4つの観点から段階的なKPIを設定しています。  ・データ統合  2026年 部門長の80%がデータ分析活用  2027年 社員の70%がデータ主導で業務  2029年～経営判断の85%がデータ起点に  ・業務可視化  2026年 意思決定時間を15%短縮、業務25%効率化  2027年 業務プロセスの40%をデジタル化  2028年 業務可視化100%  ・コミュニケーションデータ資産化100%  2029年～年間5件以上の業務改善を実施  ・顧客対応  2027年 顧客育成プロセスを20%短縮  2028年 リード30%増、案件化率20%向上、  満足度10%UP  2029年～収益15%成長、デジタル接点拡大  ・仕組み定着  2026年 AI・テンプレート・ 自動化の運用拡大  2027年 マニュアル整備・リモート対応完備  2028年 MA・CRM連携、個別提案仕組み化  2029年～KPI可視化、改善の仕組み内製化 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ①　2025年 8月12日 | | 発信方法 | ①　YANAIのDX戦略  　柳井電機工業株式会社ホームページ  　https://www.yanaidenki.co.jp/\_common/pdf/YANAI%E3%81%AEDX%E6%88%A6%E7%95%A5.pdf  　1.「変わること」を楽しもう（スライド3） | | 発信内容 | ①　私たちは今、とても変化が早く、予測が難しい時代を生きています。技術も社会も働き方も、これまでの 「当たり前」がどんどんアップデートされていく。そんな変化の真っ只中にいる私たちは、不安と同時に、 実は大きなチャンスに恵まれていると私は考えています。  YANAIは、これまでたくさんのお客様の課題を圧倒的に解決することで「信頼」を積み重ねてきました。  これからはその信頼をベースに、「デジタル」という新しい切り口で、もっと多くの価値を届けたいと思っています。効率化だけじゃない。  人と人、人と技術がもっとつながって、新しい可能性が生まれるイノベーションが起きる、そんな未来をつくっていきたいのです。  私たちは、デジタル技術を使って、仕事のやり方をもっと自由に、柔軟に変えていくことに挑戦します。  そしてその変化を、社員一人ひとりが「自分ごと」として楽しめるような会社でありたいと思っています。  このYANAIのDX戦略ブックには、そんな私たちの「これから」が詰まっています。  ぜひ、一緒にワクワクしながら読んでいただけたらうれしいです。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年 5月頃　～　2025年 6月頃 | | 実施内容 | 「DX推進指標」を用いて課題把握を実施し、IPAの入力サイトより提出済み。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年 5月頃　～　2025年 6月頃 | | 実施内容 | SECURITY ACTION制度に基づき自己宣言（二つ星）を行っている。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。